

令和4年度首都圏等からのインバウンド誘客推進事業 企画提案募集要領

令和4年度首都圏等からのインバウンド誘客推進事業（以下「本事業」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案を募り、応募した事業者から優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 案件名

令和4年度首都圏等からのインバウンド誘客推進事業

2 事業目的

令和元年における外国人延べ宿泊者数は53万人を超え、震災前の3倍以上に上り、本県のインバウンドはこれまで順調に回復・拡大してきたが、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、各国との往来が制限されたことで、令和2年における外国人延べ宿泊者数は約12万2千人、令和3年は約3万7千人に留まり、大幅に減少している状況が続いている。

また、新型コロナウイルスの影響による外出自粛等の影響を受けて観光需要は大きく減少し、県内の宿泊事業者、旅行業者をはじめ、地域の交通事業者や飲食業者、物品販売業者といった多くの観光事業者に甚大な影響が生じている。

しかし、感染症収束後の中長期的スパンにおいて、インバウンド誘客に大きな可能性があることは今後も同様である。欧州等の一部の国においては、既に入出国制限が撤廃されており、日本においても、観光目的の入国についてパッケージ旅行から条件付きで再開されるなどインバウンド再開に向けた動きが活発に見られていることから、今後訪れる訪日旅行再開に向けて、引き続き、インバウンド向けのプロモーション及び受入環境整備を行うことが必要である。

本事業においては、インバウンド再開に際して、首都圏等の主要空港から国際線が再開されていることから、今後、パッケージ旅行からFIT（個人旅行）に制限が緩和されることも想定し、首都圏等に来訪しているインバウンドに対してデジタル等を活用したプロモーションを行うことにより、宮城県へ誘引を図るとともに、消費行動を促すものである。

3 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

4 事業費（委託上限額）

10,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 業務内容

(1) 共通事項

- イ 事業実施時期に関しては、パッケージツアー等により首都圏等に一定程度のインバウンドが来訪している状況になってから行うこととする。
- ロ ターゲットとなる国・地域については、東アジア 4 市場（台湾、中国、香港、韓国）、タイ、米国を想定しているが、事業実施のタイミングにおける出入国制限の状況や首都圏等へのインバウンドの来訪状況等を勘案して判断することとする。
- ハ 発信する情報（以下「旅ナカ情報」という）については、首都圏からのアクセスが良いスポットや県内開催中のイベント、おすすめのスポットなど魅力的な県内の観光情報に加えて、現地までのアクセス情報を発信することで、具体的に宮城県への来訪を促す内容とする。
- ニ 本事業で目指すべき姿については、実際に首都圏等から宮城県へ来訪させ、何らかの消費行動をさせることを目標として目指すこととする。

(2) デジタルを活用した旅ナカにおける情報発信

イ 首都圏等に来訪しているインバウンドをターゲットとした広告配信

デジタルを活用して、実際に首都圏等に来訪しているインバウンドに対してダイレクトに訴求できるなど、旅ナカにおける情報発信により、首都圏等から宮城県へ誘引させるにあたり効果的・効率的な広告手法を提案すること。

ロ メディアプラン

- (イ) 広告手法の提案にあたっては、どういった広告媒体であるか基本的な情報やターゲティングの内容、事業効果（見込み）を具体的に示し、選定根拠を記載すること。
- (ロ) 配信期間を通じて、広告内容、利用媒体、配信対象、配信方法、LP への誘導 状況等を分析しながら、発注者と協議しながらターゲティングの変更、絞り込み等継続的に改善を図ること。
- (ハ) 広告誘引先のランディングページ（以下「LP」という。）は、宮城県インバウンド向け WEB サイト「VISIT MIYAGI」（以下「VM」という。）上に設定すること。
- (ニ) LP は、旅ナカ情報を効果的かつ効率的に伝えることができるデザイン、内容とすること。また、発行時期やターゲット、訴求テーマにより複数制作することとし、概ね 20 程度を目安とすること。
- (ホ) 発信する具体の旅ナカ情報については、ターゲット市場のニーズ等を踏まえつつ、その理由とともに提案すること。
- (ヘ) 市場別の予算配分に関しては、これまでの訪日実績等を踏まえつつ、その理由とともに提案すること。

ハ 広告クリエイティブ

- (イ) 本事業で実施する広告配信において、各市場のターゲティングを踏まえて、最適な

クリエイティブ等を制作すること。なお、発注者が所有する動画及び画像を使用及び編集することも可能とする。

(ロ) クリエイティブに使用する観光コンテンツ等について、各市場の訴求テーマに沿った相応しいものをその理由とともに提案すること。

ニ その他、デジタルを活用したプロモーションに必要な業務を行うこと。

(3) 首都圏交通拠点等における宮城県への来訪促進

イ 交通拠点におけるデジタルサイネージ等を活用した情報発信や首都圏におけるインバウンドの来訪が多いスポットにおける情報発信など、首都圏に訪れているインバウンドに旅ナカ情報を効果的・効率的に伝達し、宮城県への来訪を促進するための手法を提案すること。

ロ 提案にあたっては、上記「(2) デジタルを活用した旅ナカにおける情報発信」と連携させるなど、オンライン(デジタル)とオフラインを組み合わせた相乗効果を発揮させる手法を検討するとともに、事業効果(見込み)を具体的に示し、その選定根拠を明記すること。

ハ その他、首都圏交通拠点等における宮城県への来訪促進に必要な業務を行うこと。

(4) 効果測定及び分析

イ 本事業によるインバウンドの訪県について、効果・実績の把握方法を含めて明確にすること。また、県内での消費額や消費傾向について必ず言及すること。

ロ 事業効果の把握方法の一つとして、アンケート調査を実施することとし、必要に応じて、ギブアウェイを制作すること。

ハ 本事業の効果検証及び分析を行うにあたり、適切に事業効果を把握できる指標(KPI)を設定すること。また、その設定根拠を示すこと。

ニ 本事業を総括し、今後の旅ナカ情報の発信についての戦略の提案を行うこと。

ホ その他、効果検証及び分析に必要な業務を行うこと。

(5) その他留意事項

イ 本事業の基本コンセプト、業務の進め方、スケジュール、業務の実施体制(担当業務ごとの予定人数など詳細を記載すること)を示すこと。また、本事業の実施に当たり、十分な経験を有する者を統括責任者として定めること。

ロ 旅ナカ情報を発信するにあたり、例えば、インバウンド受入に積極的な地域と連携し、クーポン券を発行するなど、宮城県に誘引した後に何らかの消費行動を促すような提案が望ましい。

ハ 多言語での記事制作や情報発信にあたっては、観光分野に精通したネイティブライターによる執筆することとし、ネイティブチェック及び校正等の原稿作成の体制を明確に

し、誤字・脱字をなくすとともに、単なる逐語訳でなく現地で違和感のない内容で発信できる体制を構築すること。

ニ 本事業において、デジタルプロモーションを実施する際には、次の事項について留意すること。

(イ) 欧州経済領域（EEA）域内から域外へ個人データの移転を行う場合は、必要に応じて、EU 一般データ保護規則（GDPR：General Data Protection Regulation）コンプライアンスへの対応を受注者において検討の上、対策を行うこと。

(ロ) 適正なデジタルプロモーションの実施

① 広告価値毀損「アドフラウド」、 「ブランドセーフティ」及び「ビューアビリティ」等について、発注者の信用失墜やブランド毀損となる広告掲載は行わない等、可能な限り発注者への透明性を確保の上、確実な対策を実施すること。

② 広告からの計測を行うため、広告のリンク先 URL にパラメータ等を設定してリマーケティングリストを蓄積すること。

(ハ) Facebook 広告を利用する場合

① Facebook 広告を展開する場合は、発注者に対してアナリスト権限を付与すること。

② サイト訪問者に対する Facebook リターゲティング設定を行うこと。

③ Facebook が提供する無料調査が利用できる場合は、発注者と調査項目等を協議の上で、必要に応じて調査を行うこと。

(ニ) Google 広告を利用する場合

① Google 広告を運用する場合は、受託者の広告アカウントと Google Analytics を連携すること。

② 効果的と考えられるリマーケティングタグ、リマーケティングリストを設定し、共有すること。

③ Google が提供する無料調査が利用できる場合は、発注者と調査項目等を協議の上で、必要に応じて調査を行うこと。

(ホ) YouTube 広告を利用する場合

① 動画視聴者のアクセス情報を蓄積すること。

② 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を利用するために、YouTube チャンネルと受託者の Google 広告アカウントをリンクさせること。

(ハ) Facebook 又は Google 広告以外のその他広告媒体を利用する場合においても原則として同様の対応を行うこと。

(ト) 各種アカウント作成及び設定時には、内容について発注者の承認を得ること。また、当該アカウントについては事業完了後に一切の権利を発注者に譲渡すること。

ホ 本事業において、効果測定が実施できないような事業提案は行わないこと。

へ ①広告に活用するクリエイティブの制作費、②デジタル広告配信等の情報発信費、③効果測定費の予算配分に関して、概ね、3対6対1の配分で実施すること。

ト 本事業は、新型コロナウイルス感染症による出入国制限の状況の変化等を踏まえ、必要に応じて発注者と協議の上で実施すること。

第2 応募資格

- 1 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。
 - (1) 日本国内に事業所を有する法人であって、消費税及び地方消費税並びに地方税の全ての税目に未納がない者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
 - (3) 本事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
 - (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
 - (5) 当該業務の円滑な履行ができる実施体制が整備できること。

- 2 上記1を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記1を満たさなければならない。また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。

さらに、本事業全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとし、代表者は、応募時に、再委託先事業者の名称、所在地、再委託内容、目的及び理由等を具体的にかつ明確に記載した「再委託先事業者一覧表」（様式第5号）を提出し、委託契約締結後に県と改めて再委託に関する協議を行うものとする。

なお、契約締結後、応募時に記載していなかった事業者と再委託する必要がある場合は、県がやむを得ないと認めたものについてのみ再委託を可能とする。

第3 スケジュール（予定を含む）

- | | |
|----------------------|--------------|
| 1 企画提案募集開始 | 令和4年7月11日（月） |
| 2 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和4年7月19日（火） |
| 3 企画提案書作成等に関する質問回答期限 | 令和4年7月22日（金） |
| 4 企画提案への参加申込期限 | 令和4年7月27日（水） |
| 5 企画提案書の提出期限 | 令和4年8月12日（金） |
| 6 企画提案書の選考（予定） | 令和4年8月24日（水） |
| 7 企画提案書の選考結果の通知（予定） | 令和4年8月下旬 |
| 8 契約締結及び業務開始（予定） | 令和4年9月上旬 |

第4 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付

応募に関する質問を以下のとおり受け付ける。ただし、事業計画書の具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から一切回答しない。

(1) 受付期限 令和4年7月19日(火)(必着)

(2) 受付方法

イ 指定様式(様式第8号)により、電子メールにより提出すること。

ロ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

kanpro2@pref.miyagi.lg.jp(宮城県経済商工観光部観光プロモーション推進室誘客推進第二班)

ハ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

各質問に対する回答は、令和4年7月22日(金)までに宮城県経済商工観光部観光プロモーション推進室のホームページに掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

2 企画提案への参加申込

(1) 提出書類

① 企画提案参加申込書(様式第2号) 1部

② 宣誓書(様式第3号) 1部

③ 同種・類似事業の受託実績(任意様式) 1部

④ 法人の概要(既存のパンフレットなど概要が分かるもの) 1部

(2) 提出期限 令和4年7月27日(水)午後3時まで(必着)

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 提出先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

宮城県経済商工観光部観光プロモーション推進室誘客推進第二班

(宮城県庁行政庁舎14階)

3 企画提案書の提出

(1) 提出書類及び部数

① 企画提案書(任意様式。A4版。表紙と目次を除き30ページ程度、両面印刷やカラー印刷も可) 10部

② 定款等の写し 1部

③ 直近3年分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書の写し) 1部

(2) 企画提案書の構成

- ① 表紙
 - ② 目次
 - ③ 現状及び課題の分析と課題解決に向けた業務実施の方向性
 - ④ 業務の全体計画
 - イ 業務全体の流れ（フロー図等を用いて説明）
 - ロ 業務実施のスケジュール
 - ⑤ 業務内容別の説明

提案内容については、提案理由を明確にし、仕様書（案）に記載の内容の他、本事業に関して必要な業務について記載すること。
 - ⑥ 業務の実施体制及び効率性

事務局の人数と役割など、事業の実施体制を記載すること。
 - ⑦ 再委託先事業者一覧表（様式第5号）
 - ⑧ 概算見積書

業務内容別に区分し、さらに実施する取組ごとに金額を記載すること。
- (3) 提出期限 令和4年8月12日（金）午後3時まで（必着）
- (4) 提出方法 持参又は郵送とする。
- (5) 提出先
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1
宮城県経済商工観光部観光プロモーション推進室誘客推進第二班
(宮城県庁行政庁舎14階)

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

県が設置する選定委員会においてプレゼンテーション審査を実施し、総得点が満点の6割以上の提案者の中から、最高点を付けた委員数が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。最高点を付けた委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、その同数となった提案者の中で次点の評価点を付けた委員が最も多い提案者を選定し、なお同点の提案者がいる場合はその提案者の中で第3位の点数を付けた委員が最も多い提案者を選定する。それでもなお同点の提案者がいる場合は、提案した見積書の金額が最も少額である者を選定する。

ただし、企画提案者が1者のみの場合は、総得点が満点の6割以上となった場合のみ、業務委託候補者として選定する。また、5者以上の応募があった場合には、第一次審査として書面審査を実施する場合がある。その場合において、プレゼンテーション審査は第二次審査とし、第一次審査を通過した企画提案書のみ審査するものとする。

プレゼンテーション審査の日時及び場所等の詳細については、企画提案書の提出期限後に、各企画提案者に対して通知する。第一次審査を実施した場合は、第一次審査を通過した企画提案者に対してのみプレゼンテーション審査の詳細について通知し、通過しなかった企画提案者に対しては、第一次審査の結果のみ通知する。

2 企画提案書の選考

- (1) 実施日 令和4年8月24日(水) 予定 ※実施時刻は別途定める。
(上記は予定であり、予告なく変更することがある。)
- (2) 実施会場 宮城県庁行政庁舎内会議室等(別途定める)
- (3) 実施方法
県が設置する選定委員会においてプレゼンテーション審査を実施する。
 - ① 出席者は1応募者につき3名以内とする。
 - ② 1応募者当たりの持ち時間は20分以内(説明15分、質疑応答5分)とし、県が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。
 - ③ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は認めない。
 - ④ プロジェクター等の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。
- (4) 選考結果の通知
選定結果については、後日、企画提案者全てに文書で通知する。なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。
- (5) 選考結果の公表
審査終了後、全ての企画提案者の名称及び評価点を公表する。ただし、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

第6 評価基準・配点

- 1 次の審査項目及び配点(合計100点)により行うものとする。
 - (1) 業務実施の方向性・全体計画、提案全体の概要及びスケジュールは適切か。(10点)
 - (2) 事業内容(配点80点)
 - イ 首都圏での情報発信について誘客効果が高いスポットを適切に設定しているか。(15点)
 - ロ 旅ナカ情報を効果的かつ効率的に伝える内容か。(15点)
 - ハ 各市場の広告配信におけるターゲティング及び広告媒体は適切か。(15点)
 - ニ 宮城県への来訪促進について効果的な手法を設定しているか。(20点)
 - ホ 効果検証及び分析を行うにあたり、消費額や消費傾向を分析できる効果的な手法を設定しているか。(15点)
 - (3) 業務の実施体制及び効率性(配点10点)
実施体制、経費配分及び事業の効率性は適切か。(10点)

第7 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- 1 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
- 2 本募集要領等に従っていない場合
- 3 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- 4 選考に参加しなかった場合
- 5 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- 6 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

第8 契約の締結

本企画提案に係る契約については、次により行う。

- 1 受注者の決定
選定委員会において決定した業務委託候補者を優先候補者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先候補者から見積書を徴収し、予算額の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により優先候補者と契約を締結できない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受注者とする。
- 2 契約書及び業務の仕様の確定
 - (1) 契約書は、県と受注者で協議の上作成する。
 - (2) 業務の仕様は、仕様書案に記載されている事項を基本とするが、県と受注者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。
- 3 委託金の支払条件
委託金の支払い方法は、原則として業務完了後の一括払いとする。

第9 その他必要な事項

- 1 契約に関する条件等
 - (1) 成果品の利用（二次利用等）
本業務による成果品の著作権は宮城県に帰属するものとし、また、宮城県は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
 - (2) 機密の保持
受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及びき損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
 - (3) 個人情報の保護
受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平

成 8 年宮城県条例第 2 7 号) を遵守しなければならない。

2 その他

- (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(様式第 4 号) を提出すること。
- (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は原則として返却しない。
- (3) 提出された書類は、原則として、提出後の差替、変更及び取消は認めない。
- (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。
- (5) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例(平成 1 1 年宮城県条例第 1 0 号) その他の法令の規定に基づき、開示請求があった場合、個人情報や事業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。
- (6) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (7) 本業務により得られた成果は、全て宮城県に帰属するものとする。
- (8) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (9) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。